

## 第3章 計画の理念と目標

### 1 計画の基本理念

基本理念とは、本計画を策定する上で、どのような考え方を念頭に置き、施策や取組を実施していくか規定する根底となる考え方であり、基本目標を設定する基本的な考え方です。

本計画で目指す福祉のまちを推進していくために、次の3つの理念を掲げました。

#### 認め合い、交流し、みんなで作る福祉のまち 『参加』

住み慣れた地域でだれもが安心して日常生活を送るためには、家庭や地域の温かな心の支えが必要です。そのためには、子どもから高齢者、障がい者など、だれもがお互いのもち得る力を認め合い、分かり合い、ふれあいながら、みんなで「福祉のまち」をつくるのが大切です。

#### だれもが学び、教え合い、積極的に行動してつくる福祉のまち 『主体性』

地域における結びつきを強め、助け合いの輪を広げるためには、継続的に地域福祉活動の担い手が育成され、町全域に広がっていくことが重要です。そのためには、地域の支え合い(見守り)の中で支える人も支えられる人も、だれもがそれぞれの自己実現に向かって主体的に学び、教え合い、積極的に行動することが大切です。

#### 互いに気遣い、協働し、支え合ってつくる福祉のまち 『共生』

地域の中で共に支え合って(見守り合って)生活していくために、地域には、自分だけでなく家族、そして地域の子どもたちから大人まで様々な人々がいるという認識をもち、互いに気遣うことから始まります。

住民一人一人が地域福祉活動や支え合いの行動を実践することは、その行動が地域づくりとなり、さらに、町全体へと広がり、「支え合ってつくる福祉のまち」へとつながります。

## 2 基本目標

本計画の策定に際し、3つの基本理念を踏まえ、目指すべき福祉のまちの姿として、基本目標を次のように定めました。

### みんなでつくろう 安心して生き生きと暮らせる 支え合いのまち

だれもが安心して住みなれた地域の中で生き生きと暮らせるようにするためには、地域の人々の積極的なかかわりによって、地域福祉を推進していくことが必要です。

「地域福祉を推進していく」ためには、お互いを認め合い、信頼関係を深めることを土台として、地域の中で支え合い（見守り）を行っていくこと、また、そのような地域の中の支え合い（見守り）の中で、それぞれが福祉を自分自身の問題としてとらえ、自己がもち得る力に気づき、主体的かつ積極的に地域福祉活動を行っていくことが大切です。

一人一人が主体的にまちづくりにかかわっていくとともに、住民、事業者、行政それぞれが協働して役割を果たしていくことにより、安心して生き生きと暮らせる「支え合いのまち」の実現を図っていきます。



### 3 計画の基本方針

基本目標を実現していくために、次の4つの基本方針を掲げました。  
本計画では、この基本方針を受けて、より具体的な施策の内容を示していきます。

#### ① 住民参加による福祉のまちづくりの推進

##### ～地域福祉の基盤を確立します～

地域福祉活動の活動基盤を充実させるため、あいさつ運動や世代間の交流を通じた福祉意識の向上や、ボランティア活動に対する支援や担い手の育成、福祉教育の充実を図り、支え合いのための基盤となる助け合いの意識を育てていきます。

また、地域活動をだれでも行うことができるよう、活動の拠点となる場の整備やバリアフリー化などの環境整備に努めます。

#### ◆基本施策

##### ■地域における福祉意識の向上

#### ○個別施策

- ①あいさつ運動、声かけ運動の推進
- ②世代間交流の促進
- ③地域の障がい者・高齢者などのふれあいによる理解の促進
- ④人権意識・男女共同参画意識の啓発

##### ■ボランティア活動の支援

- ①ボランティア活動などに対する情報提供の充実
- ②ボランティア活動への参加支援
- ③ボランティア活動の人材育成

##### ■福祉教育による人づくりの推進

- ①学校での福祉教育の充実
- ②地域・家庭・職場による福祉教育の推進
- ③福祉教育に関する関係機関の連携
- ④研修機会の充実

##### ■人にやさしい環境づくりの推進

- ①公共施設などのバリアフリー化の促進
- ②公共施設や空き施設などの有効活用の検討
- ③地域に合った交通体系の整備
- ④高齢者や障がい者の地域社会への参加支援

## ② 生き生きと暮らせる福祉のまちづくりの推進

### ～地域福祉活動の活性化を促進します～

自治会をはじめとした様々な地域組織のネットワーク化により福祉活動の活性化を促進し、子どもや高齢者、障がい者などの見守り、子育てや介護などの地域での支え合いを推進します。

また、だれもが自己実現に向かって主体的に学び、行動できるように生涯学習などの学習機会の提供に努めます。

#### ◆基本施策

##### ■地域組織のネットワーク化と福祉活動の充実

#### ○個別施策

- ①自治会の福祉活動への支援
- ②社会資源のネットワークづくりへの働きかけ
- ③地域の活動拠点づくりの支援
- ④地域の健康づくり運動の推進

##### ■主体的な学習の促進

- ①生涯学習の推進
- ②福祉に関する学習機会の充実

##### ■地域の支え合い活動の推進

- ①地域の見守り・交流活動の促進

### ③ 安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進

#### ～身近な地域で必要なサービスが利用できる仕組みを確立します～

相談窓口と専門機関をつなぐネットワークの構築などにより、サービスの相談体制や情報提供の充実を図り、だれもが身近な地域で必要な福祉サービスを利用できる環境づくりを目指します。

また、担い手となる人材の育成と確保に努めるとともに、利用しやすい福祉サービスの提供・充実を図り、サービスの質を高めていきます。

#### ◆基本施策

#### ○個別施策

##### ■サービスの相談体制の充実

- ①相談窓口と専門機関をつなぐネットワークの構築
- ②福祉総合相談窓口の設置の検討
- ③福祉サービス全般に関する苦情解決の推進

##### ■情報提供の充実

- ①情報の共有化の推進
- ②必要な情報を得ることができる仕組みづくり

##### ■サービス利用者の権利の保護

- ①成年後見制度の利用支援
- ②日常生活自立支援事業の推進

##### ■地域福祉の担い手の確保

- ①福祉専門職員の適切な配置の推進
- ②専門分野の人材育成と確保

##### ■暮らしを支えるサービスの充実

- ①高齢者・障がい者が利用しやすい福祉サービスの推進
- ②地域での子育て支援の充実

## ④ 災害・犯罪から暮らしを守る福祉のまちづくりの推進

### ～防災・防犯体制を確立します～

地域福祉の場となる生活環境を安心、安全で快適に暮らせるものにしていくために、地域の安全・防犯活動を充実させるとともに、災害時における連携体制の強化や防災活動の促進、要援護者情報の把握を行い、地域における犯罪・事故・災害などに対する安全性を高めていきます。

#### ◆基本施策

##### ■地域安全活動の充実

#### ○個別施策

- ①交通安全の推進
- ②地域の安全マップづくり

##### ■災害時の支援体制と自主防災活動の充実

- ①関係機関との連携強化
- ②自主防災活動の促進
- ③要援護者情報の把握及び共有化の促進

##### ■防犯活動の充実

- ①防犯対策の推進
- ②子どもに係る防犯体制づくり